

TPP 協定「第 27 章運用及び制度に関する規定」について

平成 27 年 12 月 2 日

石塚記

TPP 協定の 27 章および 28 章「紛争解決」を読むと、TPP 協定の運用は、WTO の組織と運用を手本にして簡素化した運営をしようとしているのが感じられます。(添付図筆者作成)

WTO は、加盟各国からの分担金を得て、スイスに事務所を構え、事務局員を雇用して活動しています。TPP 協定では締約国（現在 12 ヶ国）の中に TPP 本部と言った事務所を置く規定がなく、各国は「連絡部局」を各国内に設置し、それを窓口にして連絡を取り合う事になっています。紛争仲裁も当事者の国の首都で行う規定になっています。(WTO の紛争仲裁はスイスの事務所で処理)

WTO とは（外務省）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/gaiyo.html>

第 28 章は[こちら](#)をご参照ください。

第 27 章運用及び制度に関する規定

第 27.1 条 TPP 委員会の設置

締約国は、締約国により相互に決定されることにより、大臣又は上級職員のレベルで会合する TPP 委員会（以下、委員会）をここに設置する。各締約国は、代表の構成に対し責任を負わなければならない。

第 27.2 条 委員会の任務

1. 委員会は以下をしなければならない。
 - (a) 本協定の実施又は運用に関するあらゆる問題の検討
 - (b) 締約国間の経済上の関係と連携の見直し、協定発効後 3 年以内、その後少なくとも 5 年毎
 - (c) 本協定の改正又は修正の提案の検討
 - (d) 本契約で設立されるすべての委員会とワーキンググループの仕事の監督
 - (e) 第 28.11.2 条と第 28.12 条に規定する仲裁機関の手続模範規定を確立すること、そして必要に応じて、仲裁機関の手続模範規定を改正すること
 - (f) 締約国間で貿易と投資をさらに強化する方法を検討すること
 - (g) 第 28.10 条で確認されるパネル議長の名簿を 3 年ごとに見直し、適時、新しい名簿を構成すること
 - (h) 原署名国が第 30.5.1 条（効力発生）のパラグラフ 4 に従って通知して効力が発生する

かどうか決定すること

2. 委員会は以下を行ってもよい

- (a) 特別あるいは常設の委員会又はワーキンググループの設立、提案される問題の付託と検討
- (b) 本協定の機能を向上させるために本協定の下に設立される補助機関の合併または分割
- (c) 各締約国によるあらゆる必要な法的手続きの完成を前提として、1 項のあらゆる修正を検討し採用すること
 - (i) 関税削減の加速により、附属書 2-D（関税削減）に含まれる予定表
 - (ii) 附属書 3-D（特定の原産地規則）で確立された原産地規則
 - (iii) 第 15 章（政府調達）に対して確定約国の附属書に含まれる、事業、対象となる物品、サービスと閾値のリスト
- (d) この協定書の実施に対する手配の開発
- (e) 本協定の解釈あるいは適用に関して起こる意見の相違や紛争の解決方法を探すこと
- (f) 協定の規定の解釈問題
- (g) 委員会の機能に入っているいかなる問題にも非政府の方々あるいはグループの助言を探すこと
- (h) 締約国が合意出来るように他の行動もとること

3. パラグラフ 1. (b)に従って、委員会は本協定の更新と強化の観点から協定の見直しを行わねばならない。交渉を通して、必要に応じて、協定に含まれる規律が、貿易と投資問題および締約国の前に立ちはだかる難問に意味のある存在であり続けることを確実とするため。

4. パラグラフ 3に従って見直しを行う際、委員会は以下を検討しなければならない

- (a) 本協定で設立される、全ての委員会、ワーキンググループ、他の補助機関の仕事
- (b) 国際フォーラムの開発に関して
- (c) 必要に応じて、締約国の非政府の方々あるいはグループからの入力

第 27.3 条 意思決定

1. 本協定の下に設立された委員会と全ての補助機関は、本協定による提供される他の方法あるいは締約国間で決める他の方法を除き、合意により全ての決定を行わなければならない。本協定により提供される他の方法を除き、提案された決定が反対されたとき締約国がどんな会議にも現れないとすれば、委員会または補助機関は、コンセンサスにより行われた見なされなければならない。

2. 第 27.2.2 条（委員会の任務）のサブパラグラフ(f)のために、委員会の決定は全ての締約国の合意によって行わなければならない。委員会が問題を考慮しているとき合意を示さない締約国がその考慮に関し委員会により考慮された解釈に 5 日以内に文書で反対しないならば、その決定がなされたと思なされなければならない。

第 27.4 条 委員会の手続き規則

1. 委員会は、本協定は発効して 1 年以内に、その後、必要に応じて第 27.2 条の下の機能を満たすことを含めて締約国が決めた時に会合を持たなければならない。
委員会の会合は各締約国により継続的に議長を務められなければならない。
2. 委員会のセッションを務める各締約国は、それらのセッションに必要な政府の支援を提供し、委員会のあらゆる決定を締約国に通知しなければならない。
3. 本協定に別の定めがある場合を除き、本協定の下にある委員会とあらゆる補助機関は電子メール、テレビ会議あるいは他の手段など適切な手段を通して、仕事を遂行しなければならない。
4. 本協定の下に設立された委員会と補助機関はその仕事の運営のための手順規則を定めなければならない。

第 27.5 条 連絡部局

1. 各締約国は、T P P 協定の対象となる事項に関する締約国間の連絡を円滑にするための総合的な連絡部局を指定しなければならない。
2. 各締約国は、その国の協定が発効する日付から 60 日以内に、指定された連絡部局を書面で他の締約国に通知しなければならない。他の締約国が連絡部局を通知した日付より 30 日以内に、本協定が後日発効することについて締約国は全ての締約国に連絡部局を通知しなければならない。

第 27.6 条 紛争解決手続きの管理

1. 各締約国は以下を行わなければならない。
 - (a) 異議を唱えている締約国の手続きのため、第 28 章（紛争解決）の下で設立された仲裁機関に政府の支援を提供し、及び委員会が指示する関連する機能を果たす事務所を示すこと。
 - (b) 他の締約国にその指定された事務所の場所を通知すること
2. 各締約国は、その指定された事務所の運営と費用負担に責任を持つこと

第 27.7 条 経過措置に関する進捗状況の報告

1. 本協定に基づく義務に関する経過期間を有する締約国は、T P P 委員会の通常会合において、義務の実施のための自国の計画及び当該実施に向けての進捗状況について報告すること
2. 加えて、そのような締約国は、以下の義務のそれぞれを実施する方向に進める計画について委員会に書面の報告書を提供しなければならない。
 - (a) 3 年以下の経過期間の間、締約国は経過期間が終わる 6 ヶ月前に書面の報告書を提供しなければならない。
 - (b) 3 年以上の経過期間の間、締約国は本協定の発効日の記念日に年次報告書を提供しなければならない。そして経過期間の終わる 6 ヶ月前にも。

3. いかなる締約国も、実施を遂行する方向に進んでいる締約国の進展に関し追加的な情報を要求できる。報告する締約国はこのような要求に即応しなければならない。
4. 遅くとも経過期間が終了する日付までに、特定の経過期間を持つ締約国は、経過期間に有している義務の実施に対し、どのような措置がとられたか、他の締約国に書面での通知を提供しなければならない。
5. もし、締約国がそのような通知ができない場合、その問題は、委員会の次の定例会議の協議事項に自動的に設定される。その上、いかなる締約国も、どのような適切な手段をとるにしても、問題の議論のためにすぐ会合を開くことを求めてもよい。

USTR フルテキスト

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/TPP-Full-Text>

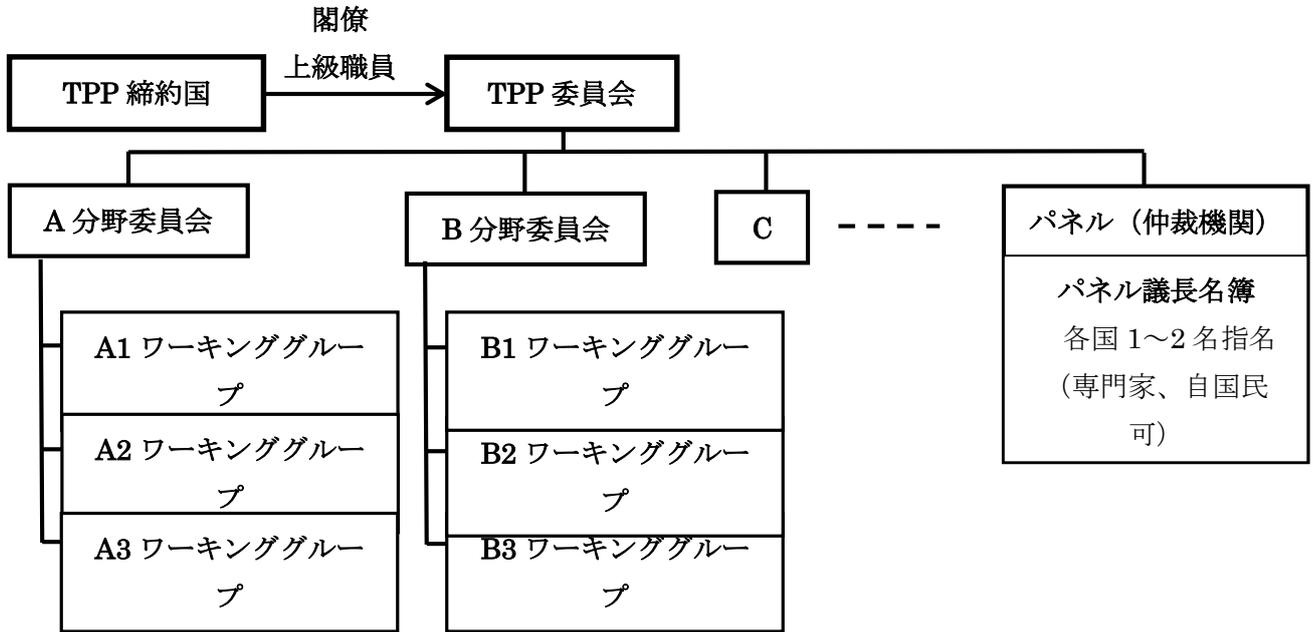
政府対策本部 TPP 協定全章概要

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

政府対策本部 TPP 協定の概要

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

TPP 協定 第 27 章運用及び制度に関する規定



WTO 組織図 (外務省より)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/gaiyo.html>

